

議案第 77 号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和 48 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 3 項第 1 号中「同項第 2 号」を「同項第 2 号イ」に改め、「2. 4 立方メートル以上」の次に「、同号ロに掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては 3. 2 立方メートル以上」を加え、同項第 2 号中「同項第 2 号」を「同項第 2 号イ」に改め、「60 リットル毎分以上」の次に「、同号ロに掲げる基準により設置する屋内消火栓設備にあつては放水圧力が 0. 17 メガパスカル以上で、かつ、放水量が 80 リットル毎分以上」を加える。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正により屋内消火栓設備の技術上の基準が追加されたことに伴い、本市において当該基準に付加する屋内消火栓設備の技術上の基準を定めるため、この条例を制定するものである。